

令和元年（ 2 0 1 9 ）

第 1 回大阪狭山市教育委員会

臨時会議会議録

令和元年（ 2 0 1 9 年 ） 9 月 3 日 開催

大阪狭山市教育委員会

第1回大阪狭山市教育委員会臨時会議会議録

令和元年（2019年）9月3日（火）

午後2時00分

開議

市役所3階

委員会室

出席委員（5名）

竹谷 好弘	教育長
山崎 貢	教育長職務代理者
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山崎 正弘	教育部長兼歴史文化グループ課長
酒匂 雅夫	教育部理事
松本 幸代	こども政策部長
尾島 肇	教育部副理事兼学校教育グループ課長
中森 祐次	教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長
北野 真也	教育総務グループ課長
寺本 芳之	学校給食グループ課長
井上 知久	子育て支援グループ課長
浜口 亮	保育・教育グループ課長
上尾 悦男	放課後こども支援グループ課長
隅田 よし子	学校教育グループ参事
酒谷 由紀子	学校教育グループ参事
吉井 克信	歴史文化グループ参事
湯川 幹子	子育て支援グループ参事
山本 美由紀	子育て支援グループ参事

書記

荒川 郁代	教育総務グループ課長補佐
御田 青波	教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長報告

議事

- 日程第 1 議案第12号 大阪狭山市教育委員会事務局組織規則及び大阪狭山市保育所等における保育の利用に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 2 議案第13号 大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について
- 日程第 3 報告第12号 大阪狭山市教育委員会事務局の管理職人事異動について
- 日程第 4 報告第13号 大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例等の一部を改正する条例について

閉会

教育部長兼歴史文化グループ課長（山崎正弘）

それでは、ただいまより令和元年第1回大阪狭山市教育委員会臨時会議を始めたいと思います。

本日は臨時会ということで、お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。皆様ご承知のとおり、長谷教育長の退任に伴いまして、先般行われました市議会定例会の初日に議会のほうの同意を得まして、竹谷教育長が新しい教育長に任命をされました。

それでは、ここからの会議につきましては、竹谷教育長に進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

よろしくお願いいたします。

ただいまより、令和元年第1回教育委員会臨時会議を開会いたします。

また、本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

なお、議事録の署名委員は、会議規則第20条第2項の規定によりまして、山崎教育長職務代理人、井上委員を指名いたします。

初めに、私のほうから一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月29日、令和元年大阪狭山市議会定例会9月定例会の初日におきまして議会の同意を得まして、8月30日付で教育長を拝命いたしました竹谷でございます。

これまでの行政経験を生かしまして、本市教育行政のさらなる推進に全力で貢献したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今後、教育委員の皆様としっかりと話し合いをしながらさまざまな教育課題に取り組むとともに、適切な事務の管理及び執行を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

着席をさせていただきます。

それでは、教育長職務代理者の指名でございますが、事前に山崎教育長職務代理人をお願いしておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

教育長活動報告につきましては、一覧表にしておりますが、委員の皆様、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。8月30日から9月2日までの教育長活動報告でございます。

それでは、ないようでございますので、早速でございますが議事に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、議案第12号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則及び大阪狭山市保育所等における保育の利用に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

それでは、議案第12号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則及び大阪狭山市保育所等における保育の利用に関する規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

資料は1ページから5ページとなっております。

まず、改正の理由でございますが、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、関係規則について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

まず、第1条関係の大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてご説明いたします。

第7条では、部の事務分掌について規定しておりますが、こども政策部の所掌事務のうち第

14号の子ども・子育て支援法に基づく支給認定を同法の改正に伴い、教育・保育給付認定に改めるとともに、今回の無償化のうち私立幼稚園の保育料や預かり保育料などは、同法に基づきます施設等利用給付という給付制度に位置づけられましたので、その給付認定に関することを加えることとしております。

また、第18号の「確認に関すること」に特定子ども・子育て支援施設等の確認を加えることといたしました。これは、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村におきまして施設等利用給付を実施する観点から、認可外保育施設や預かり保育事業等の各事業者が給付の対象となること、また、対象施設等に求める基準を満たしていることを市町村が確認する必要があるため、その事務を加えるものでございます。

また、第22号の「民間幼稚園に係る就園奨励費補助金に関すること」につきましては、私立幼稚園の保育料も無償化の対象となりますが、子ども・子育て支援法に基づきます施設等利用給付に移行するため、所掌事務から削除することといたしました。

資料の4ページ、5ページをお願いいたします。

第2条の大阪狭山市保育所等における保育の利用に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、同法に基づく施設型給付費等の支給認定が教育・保育給付認定に、また、支給認定保護者が教育・保育給付認定保護者に、支給認定子どもが教育・保育給付認定子どもに、それぞれ改められましたことに伴いまして、第2条、第3条、第5条及び第6条におきまして、それぞれ用語の整理を行うことといたしました。最後に施行期日は、令和元年10月1日といたします。

ただし、第1条の事務局組織規則の改正のう

ち第22号の「民間幼稚園に係る就園奨励補助金に関すること」を削り、以下、第23号及び第24号を1号ずつ繰り上げる規定につきましては、令和2年4月1日から施行することといたします。

以上、まことに簡単な説明でございますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、委員の皆様、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者（山崎 貢）

最後、附則のところ、この部分だけ、なぜ10月1日からではなく、来年の4月1日から施行するのか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

私立幼稚園の就園奨励費に関する部分でございますが、一応事務は、10月1日から移行するんですが、この補助金事業の事務自体は今年度いっぱい、3月31日までは残りますので、この部分については、来年の4月1日からの施行日といたしております。

以上でございます。

教育長職務代理者（山崎 貢）

わかりました。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

では、ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

日程第1、議案第12号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則及び大阪狭山市保育所等における保育の利用に関する規則の一部を改正する規則については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第13号、大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

それでは、議案第13号、大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてご説明させていただきます。

資料は6ページから9ページとなっております。

まず、改正の理由でございますが、先ほどご承認いただきました大阪狭山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正と同様に、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、教育長の権限に属する事務の一部について定めた本規程につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

資料の8ページをお願いいたします。

別表の2におきまして、こども政策部の部長及び課長の個別専決事項について規定しておりますが、そのうち第10号の子ども・子育て支援法に基づく支給認定を、先ほどの規則と同様に教育・保育給付認定に改めるとともに、同法に基づく施設等利用給付の認定に関することを加えることといたしました。

次に、第15号の就園奨励に関することにつきましては、子ども・子育て支援法に基づきます施設等利用給付に移行するため、個別専決事項から削除することといたしました。

最後に、施行期日は令和元年10月1日といたします。ただし、第15号の就園奨励に関することを削り、以下第16号を15号とし、17号から20号までを1号ずつ繰り上げる改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行することといたしております。

以上、まことに簡単な説明ですが、ご審議の

ほどよろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第13号、大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第12号、大阪狭山市教育委員会事務局の管理職人事異動についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ課長（北野 真也）

それでは、報告第12号、大阪狭山市教育委員会事務局の管理職人事異動についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料11ページをごらんください。

教育委員の皆様には、事前に人事異動の内示概要をお知らせさせていただいておりましたが、今般、正式な辞令発令、また交付がされたので人事異動の内容につきましてご報告をさせていただきます。

まず、教育部からの転出でございますが、令和元年9月1日付をもちまして教育部次長兼歴史文化グループ課長の谷次長が防災・防犯推進室長に昇任昇格され、市長部局に転出をいたします。

次に、部内異動でございます。

谷次長の異動に伴いまして山崎教育部長が歴史文化グループの課長を兼務いたします。

以上、簡単ではございますが、管理職人事異動の報告とさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3、報告第12号、大阪狭山市教育委員会事務局の管理職人事異動については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第13号、大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

保育・教育グループ課長(浜口 亮)

それでは、報告第13号、大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

資料につきましては、12ページから48ページまでとなっております。

まず、条例改正の理由でございますが、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴いまして、関係条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

資料のほうの24ページをお願いいたします。

まず、第1条の大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

第21条では幼稚園の使用料について規定しておりますが、そのうち保護者が支払う利用者負

担額、いわゆる保育料に関する規定の部分を削除することといたしました。

また、第22条では、幼稚園の預かり保育の預かり保育料について規定しておりますが、子ども・子育て支援法第30条の4第2号の施設等利用給付の認定を受けた子どもの預かり保育料につきましては、10月から無償化の対象となりますので、子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第2号に規定する額を限度として償還することといたしました。

次に、資料の25ページをお願いいたします。

第25条では、幼稚園に置く職員について規定しておりますが、学校教育法の一部改正に伴い、園長代理を副園長に改め、認定子ども園条例との整合を図ることといたしました。

次に、第2条の大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明させていただきます。

資料につきましては、25ページから46ページまでとなっております。

まず、第2条では、本条例での定義について規定しておりますが、子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、同法に基づく施設型給付費等の支給認定を教育・保育給付認定に、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもなど、用語の整理を行うとともに、第3条以下第52条まで並びに附則につきまして、同様の用語の整理及び所要の規定の整理を行うことといたしました。

少し飛びまして、資料の30ページをお願いいたします。

第13条第4項の規定では、保育所や認定こども園などの特定教育・保育施設が教育・保育認定保護者から徴収することができる費用について規定しておりますが、そのうち食事の提供に

要する費用を所得または子どもの数もしくは年齢に応じた徴収にすることといたしました。これは、今まで保育料の一部として保護者から負担していただいていた副食費が10月から施設の実費徴収費用となることに伴いまして、改正しておるものでございます。

次に、第3条の大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正についてご説明させていただきます。

資料の46ページをお願いいたします。

第8条では、市立こども園の使用料について規定しておりますが、利用者負担額、いわゆる保育料の支払いを要するのは、満3歳未満保育認定子ども、0歳児クラスから2歳児クラスまでの保護者とするとしております。

第9条におきましては、預かり保育の預かり保育料について規定しておりますが、幼稚園条例と同様に子ども・子育て支援法第30条の4第2号の施設等利用給付認定を受けた子どもの預かり保育料につきましては、無償化の対象となりますので、子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第2号に規定する額を限度として償還することといたしました。

次に、資料の47、48ページをお願いいたします。

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてご説明いたしました。

市の条例に定めることにより、本市が個人番号を利用できる独自利用事務としまして、私立幼稚園の就園奨励に関する事務を定めておりますが、当該事務につきましては、無償化の実施に伴いまして、子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付に移行しますので、独自利用事務から削除することといたしました。

最後に、施行期日でございますが、令和元年10月1日といたします。

ただし、第1条中、幼稚園条例の第25条の幼稚園に置く職員の規定と第4条のマイナンバー条例の私立幼稚園の就園奨励に関する事務を独自利用事務から削除する規定につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

山崎委員。

教育長職務代理人（山崎 貢）

25ページ、ちょっと私の勉強不足かもしれませんが、教えてください。

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の、第2条の第13号ですが、満3歳以上教育・保育給付認定子どもについて。この満3歳以上の子どもというのは、4月1日現在満3歳なのか、あるいはその子どもの誕生日で、例えば9月3日生まれの子は9月3日で満3歳に含まれるのか、どちらか教えてください。

教育長（竹谷好弘）

担当。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

いわゆる特定満3歳以上保育認定子どもといいますが、わかりやすく申し上げますと、クラス年齢でいうと2歳児クラスに該当する年齢でございますが、2歳児クラスの子どもさんは、その年度中に誕生日が来ますと満3歳に到達する年齢でございますが、ここの特定満3歳以上といいますが、誕生日を迎えて最初の3月31日を迎えるまでという表現になるんですけれども、次の3月31日までの間を、この特定満3歳

以上保育認定子どもといひます。満3歳に到達しているが、クラス名としては2歳ですよという部分を法令上言い換えますと、特定満3歳以上という言い方で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもということですので、ちょっと大変複雑というか、ややこしいんですけども、いわゆる2歳児クラスで満3歳に到達している子どもさんということですので。

教育長職務代理者（山崎 貢）

ということは、2歳児の子どもたちが3歳として給付される、無償化されるのはみんな一緒に無償化になるということですね。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

基本的には0歳から2歳児の子どもさんにつきましては、非課税世帯のみということで、保育認定の子どもさんの場合、誕生日が来た時点で認定区分上は3号認定から2号認定というんですけれども、その2歳児クラスの間中は、2歳児の保育料であり、給付費をお支払いするということになっておりますので、3歳到達しても2歳児の扱いでということの部分表現しているというふうにご理解いただければと。

教育長職務代理者（山崎 貢）

わかりました。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかにご質問等はございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第4、報告第13号、大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例等の一部を改正する条例については承認されました。

本日の議案は、以上でございます。

これをもちまして、本日の教育委員会臨時会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員